

東京都市計画公園第5・5・10号練馬城址公園の
都市計画変更案に関する練馬区の意見（案）

本公園は、練馬区の中央部に位置する面積約26.7ヘクタールの総合公園であり、大部分が都指定避難場所に指定されている。令和5年5月には、約3.2ヘクタールが都立公園として開園し、6月にはスタジオツアー施設が開業した。これらの整備に伴い、公園北側の道路が拡幅整備され、周辺環境が改善された。

東京都が本公園の整備計画（中間まとめ）について行ったパブリックコメント（令和3年1月～2月）において、「道路を拡張整備し、歩道や自転車道を整備してほしい」との意見が18件寄せられた。

練馬区と練馬区議会は、これまでの間、本公園が、水とみどり、防災、にぎわいの拠点となる機能を備えるよう求めてきた。練馬区は、これらの機能を備えた公園の実現や、本公園の西側及び南側の外周道路（以下「外周道路」という。）の拡幅に向け、東京都や関係者と協議を行ってきたが、未だ整っていない。

「練馬区都市計画マスタープラン（平成27年12月）」においては、東京都市計画道路補助線街路第133号線（以下「補助133号線」という。）の一部整備によって、本公園周辺のアクセス路の確保を図るとしており、石神井川沿いの公園などをみどりの拠点とし、街路樹とあわせて、みどりのネットワークを形成するとしている。

今回、補助133号線の事業化に伴う本公園へのアクセス向上により、地域の防災性向上が期待されるため、本公園については、照会のあった都市計画変更案自体に異存はないが、公園整備にあたっては、練馬区をはじめ関係機関と十分協議の上、下記の事項について実施されたい。

記

- 1 公園整備に合わせ、外周道路の円滑な交通が確保できるよう拡幅整備すること。
- 2 公園内における防災備蓄倉庫の設置に協力するとともに、消防団分団本部施設を整備すること。
- 3 今後、開園を予定している区域の設計、整備については、町会、商店会及び近隣住民の意見を聴くこと。また、これまで練馬区と練馬区議会が要請してきた事項については、引き続き実施に努めること。